

福井市ふくい型作業道整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福井市ふくい型作業道整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮していくため、日本海側の多雪地帯という自然条件を踏まえ壊れにくく繰り返し使用できる作業道を整備することにより、林業経営者が持続的に木材生産等を行えるようにすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は各号に定めるところによる。

(別表第1)

(1)	ふくい型作業道	森林所有者が管理し、日本海側の多雪地帯という自然条件を踏まえ壊れにくく繰り返し使用できる作業道及び作業路
(2)	林業経営体	自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている個人若しくは団体
(3)	意欲と能力のある林業経営者	福井県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領第3に基づき、福井県知事の登録を受けた者
(4)	育成経営体	福井県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領第3第2項に基づき、福井県知事の登録を受けた者
(5)	自伐林家	自己所有森林において自分自身が施業する者で、かつ、「山の市場」へ木材を搬出している者又はU・I・Jターンにより新規に就業した者若しくは伐採届（森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林届出書）を提出し施業を行っていることを証明できる者
(6)	自伐型林業者	自己所有森林がなく森林の経営や管理、施業を自ら行う者で、かつ、「山の市場」へ木材を搬出している者又はU・I・Jターンにより新規に就業した者若しくは伐採届（森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林届出書）を提出し施業を行っていることを証明できる者

(事業主体)

第4条 事業主体は、福井市内に在住又は事業所若しくは営業所を有する次に掲げる林業経営体とする。ただし、森林組合においては、福井市一般業務競争入札参加資格を有する者を含むものとする。

(1) 意欲と能力のある林業経営者又は育成経営体

(2) 自伐林家

(3) 自伐型林業者

(対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、林業経営者が本市の森林において持続的に木材生産等を行っていくため、日本海側の多雪地帯自然条件を

踏まえ壊れにくく繰り返し使用できる作業道の整備に対し助成する以下の事業とする。

(別表第2)

	事業種目	事業内容
(1)	路面整備	間伐材搬出等に使用する開設後5年を経過した作業道(幅1.5メートル以上)の路面を整備(路面整正、草刈、排水施設の土砂上げ含む。)する事業
(2)	開設	間伐材の搬出等を行うのに必要な作業道(幅1.5メートル以上、2.5メートル以下のものに限る)の開設をする事業
(3)	丸太積み工、洗い越し工、木製路面排水工の整備	間伐材の搬出等に利用する作業道に係る丸太積み、洗い越し、木製路面排水の整備する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象事業としない。

- (1) 国又は県の同一目的の支出金、補助金等の交付又は交付の決定を受けて実施する事業
- (2) 国又は県が出資する財団法人等から同一目的の助成金の交付又は交付の決定を受けて実施する事業

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(別表第3)

	事業種目	補助対象経費
(1)	路面整備	間伐材搬出等に使用する開設後5年を経過した作業道(幅1.5メートル以上)の路面整備に要する経費。ただし、災害等により間伐材搬出等のため路面整備(路面整正、草刈、排水施設の土砂上げ含む。)を必要とする場合は、5年未満も対象とする。
(2)	開設	間伐材の搬出等を行うのに必要な作業道(幅1.5メートル以上、2.5メートル以下のものに限る)の開設に要する経費
(3)	丸太積み工 洗い越し工 木製路面排水工の整備	間伐材の搬出等に利用する作業道に係る丸太積み、洗い越し、木製路面排水の整備に要する経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。ただし、次に定める額と精算額の補助対象経費とのいずれか低い方の額以内を助成することとする。

(別表第4)

	事業種目	補助対象の項目	単価
(1)	路面整備	幅員1.5メートル以上 2.0メートル未満	100円/メートル
		幅員2.0メートル以上 2.5メートル未満	130円/メートル
		幅員2.5メートル以上 3.0メートル未満	150円/メートル
		幅員3.0メートル以上	200円/メートル
(2)	開設	幅員1.5メートル以上 2.0メートル未満	1,000円/メートル
		幅員2.0メートル以上 2.5メートル以下	2,000円/メートル

(3)	丸太積み工	丸太積みの整備	700円/メートル
	洗い越し工	洗い越しの整備	6,000円/箇所
	木製路面排水工の整備	木製路面排水の整備	700円/メートル

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により、補助事業に着手する前までに、ふくい型作業道整備事業交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の実施計画書(様式第1号-1)
- (2) 収支予算書(様式第1号-2)
- (3) 第6条第1号及び第3号の事業を行う場合にあっては、作業道台帳(参考様式)
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金交付決定前の着手)

第9条 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付を受けて事業を実施する場合の事業の着手は、原則として市長からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、あらかじめ、その理由を具体的に付して、ふくい型作業道整備事業交付決定前着手届(様式第2号)により届け出なければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、ふくい型作業道整備事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の変更(軽微な変更を除く。)を必要とする場合は、市長にふくい型作業道整備事業変更承認申請書(様式第4号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに補助金変更交付決定通知書(様式第4号-1)をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定の後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止したとき。

- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の中止又は廃止を承認したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書（様式第5号-1）を承認の申請をした者に通知するものとする。

（中止又は廃止）

第13条 助事業者は、交付決定後の事情の変化により、交付決定事業を中止又は廃止しようとするときは、当該中止又は廃止を証する書類を添えてふくい型作業道整備事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を事前に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第11条の規定により、速やかにふくい型作業道整備事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の実績書（様式第6号-1）
- (2) 収支決算書（様式第6号-2）
- (3) 施行位置図（参考様式）
- (4) 作業前、作業中、作業後の写真（100m当たり1箇所以上）（参考様式）
- (5) 施行延長が分かる写真
- (6) 作業日報（参考様式）
- (7) 外部へ委託した場合は、発注から支払いまでの証拠書類の写し
- (8) 作業道台帳（参考様式）
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、第8条第3項のただし書の規定により交付の申請を行い、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、完了実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（別紙様式第1号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、ふくい型作業道整備事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付請求）

第16条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、ふくい型作業道整備事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者から概算払又は前金払による補助金交付請求書が提出された場合には、規則第14条第2項の規定により、市長が特に必要があると認められるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

（関係図書の保存）

第17条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

（委任）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。